

2011年ILO条約勧告適用専門家委員会報告に関する声明

2月に入りILO条約勧告適用専門家委員会（以下、専門家委と言う）は、2011年報告を公表しました。その中で、09年報告以来2年ぶりに、日本の29号条約違反問題に言及しました。

日本の29号条約違反に係る2011年専門家委報告の特徴は以下の2点にあります。

第1は、日本政府が、日本軍「慰安婦」制度の被害者に対して幾つかのアクションを起こしたことを専門家委に報告し、それが意見書に反映されていることです。そのアクションとは、(1)「アジア女性基金（AWF）に関与した人びとに対する訪問介護・グループカウンセリング活動」及び「政府関係者・研究者との意見交換の実施」、(2)「責任ある地位の政府高官が元慰安婦と会い、直接、日本政府の意見を伝え、彼女たちの現在の生活状況、過去の経験とその個人的な心証を注意深く聴取する機会を持つべく調整している」こと、この二つです。07年にAWFが解散して以降、日本政府は日本軍「慰安婦」制度被害者に対し何ら施すべき手を持たないまま徒に時を過ごしてきました。しかし、専門家委から繰り返し「高齢の生存被害者の請求に応える措置を直ちにとってほしいとの期待」が表明される中で、もはや手をこまねていることはできなくなったのです。日本政府が被害者のためにアクションを起こしたこと自体は、専門家委も言うように「注目」すべきことです。問題は、それが「慰安婦」問題の根本的解決につながるか否かです。「責任ある地位の政府高官」は、被害者たちに会って、どのような「日本政府の意見」を伝えるのでしょうか？それは「被害者の請求に応える措置」の実行につながるのでしょうか？私たちは、その実行過程を注視するとともに、日本政府が直ちに被害者－「慰安婦」被害者だけでなく、戦時産業強制労働の被害者に対しても－に対し謝罪と補償を実行するよう重ねて要求するものです。

特徴の第2は、専門家委が今年の報告で初めて「外国人研修生・実習生制度」と「人身取引（トラフィッキング）」に言及したことです。日本政府、使用者側はILO総会において、日本の29号条約違反は「過去のこと」であり、「現在の日本には29号条約違反はない」との立場に立って、被害者、労働者側の責任追及を退けようとしてきました。しかし、日本において、強制労働禁止条約違反は過去のことではなく「現在のこと」「進行中のこと」なのです。戦時下の強制労働問題、日本軍「慰安婦」制度－戦時性的強制・搾取問題が根本的に解決されないことが、現在の日本における「外国人研修生・実習生」に対する搾取・人権侵害や、「人身取引」の横行を生み出しているのです。専門家委は私たちの報告、指摘によりそのことに着目し、今年の報告の中で言及したのです。日本政府は、もう「過去のこと」と言い逃れすることはできなくなりました。これは画期的な報告と言うことができます。

日本政府は、2011年専門家委報告を真摯に受けとめるべきです。専門家委は、今年もまた、「被害者との和解を模索するいっそうの努力を行なうに当たり、政府が、毎年その数が減少し続けている戦時中の産業強制労働と軍事性奴隷の高齢生存被害者の請求に対応して、早急な措置をとるようとの希望を繰り返し表明する」と述べているのです。日本政府には、この勧告に応える義務があります。

私たちは、日本政府にその義務を果たさせるため、2011年ILO総会基準適用委員会において日本の29号条約違反問題が「個別審査ケース」として取り上げられ、総会の名において日本政府に問題解決を迫る決議が採択されるよう全力を尽くします。そのために被害者、国際労働組合組織、人権団体等と連携して闘っていくことを表明します。

2011年2月16日

強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク

共同代表 持橋 多聞 ・ 高橋 信